会員 限定

新型コロナウイルス感染症対策

利子補助制度のご案内

◆本制度は、「新型コロナウイルス感染症」の流行に伴い、経営に影響を受けている事業所を対象に、商工会議所が推薦し日本政策金融公庫(国民事業)が貸付を行う『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を利用した事業者に、その一部金利負担相当額を補助金として会津若松商工会議所が補助するものです。

た事業者に、その一部金利負担相当額を補助金として会津若松商工会議所が補助するものです。		
	内容	
補 助対象者	次の①・②のいずれにも該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の流行により、直接的または間接的な影響を受けている、会津若 松市内に事業所を置く『マル経融資』を利用した小規模事業者(※注) (※注)【小規模事業者とは…常時使用する従業員が、商業・サービス業で5人以下(宿泊業および娯楽業除く)、製造業その他で20人以下の企業】 ②会津若松商工会議所会員事業所であり、直近年度の年会費を完納していること (非会員事業所の場合は、補助申請時に入会及び年会費納入によりご利用可能)	
	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)制度	
対な融制度	【一般枠】 ・融資限度額 2,000万円 ・返済期間 (うち据置期間)	【別 枠】 『新型コロナウイルス対策マル経』 ・融資限度額 1,000 万円 ・返済期間(うち据置期間)
	運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金 10年以内(2年以内) ・利率(年) 1.21% (利率は、令和2年4月1日現在)	運転資金 7年以内(3年以内) 設備資金10年以内(4年以内) ・利率(年)【当初3年間】0.31% 【4年目以降】1.21% (利率は、令和2年4月1日現在)
	※保証人、担保は不要。ご利用にあたってはR	※新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
補 助金額	返済1~12回目(元金据置期間を含む)までの支払利子額の利率1%に相当する額 又は貸付利率のいずれか低い方 (但し、補助上限10万円)	返済1~36回目(元金据置期間を含む)までの支払利子額の全額に相当する額 (但し、補助上限10万円) ※国等他機関の利子補給制度をご利用の場合は本補助の重複利用はできません。
取 扱 期 間	令和2年3月1日から令和2年12月31日までにマル経資金融資制度に申し込み、 商工会議所が、令和3年1月31日までに日本政策金融公庫へ推薦した案件	
制度の流れ	①マル経資金の申込(商工会議所)→②商工会議所経営指導員が事業所に経営状況ヒアリング→ (推薦書類の取りまとめ)→③審査会 →④日本政策金融公庫へ推薦 →⑤融資決定→⑥補助申請 →⑦補助金支払(口座振込)	
※本補助制度のご利用は、取扱期間中1事業所につき1回のみです。		

【申請時ご準備いただくもの】

- *補助金申請書(当所指定様式)
- *融資決定後、日本政策金融公庫から送られる『ご融資金の明細・お支払額明細書』の写し

【本件に関するご相談・お問合せ】

会津若松商工会議所 中小企業相談所 電話0242-27-1212 FAX0242-27-1207